

佐賀県県民意見提出手続（パブリック・コメント手続）に関する要綱

制定	平成15年3月31日	広第	649	号総務部長通知
改正	平成16年3月31日	企調第	2149	号企画部長通知
改正	平成20年3月31日	政第	010605	号統括本部長通知
改正	平成21年1月30日	政第	010828	号統括本部長通知
改正	平成28年3月31日	政第	2022	号統括本部長通知

（目的）

第1条 この要綱は、県民意見提出手続に関し必要な事項を定めることにより、政策形成過程において県民の意見や情報を把握し、その過程の公正の確保と透明性の向上を図るとともに、県政に対する県民の理解と参加の推進に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において、「県民意見提出手続」とは、県の基本的な施策に関する計画等を立案する過程において、その計画等の案の趣旨、内容その他必要な事項を県民等に公表し、これらについて提出された県民等の意見、情報及び専門的な知識（以下「意見等」という。）を反映させる機会を確保するとともに、意見等に対する県の考え方を公表する一連の手続をいう。

2 県民意見提出手続は、県の基本的な施策に関する計画等の立案に対して県民等の賛否を問うために行うものではない。

3 この要綱において「実施機関」とは、知事、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、警察本部長、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会をいう。

（対象）

第3条 県民意見提出手続の対象は、次に掲げるものとする。

(1) 県の基本的な施策に関する計画、指針等の策定又は重要な改定

(2) 県政に関する基本方針を定め、又は県民に義務を課し、若しくは権利を制限することを内容とする条例（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は重要な改正

(3) 広く県民の公共の用に供される大規模施設の建設に係る基本的な計画の策定又は重要な改定

(4) その他実施機関が特に必要と認めるもの

2 前項に規定するもの（以下「計画等」という。）のうち次に掲げるものは、この要綱による手続を行わないことができるものとする。

(1) 法令等で別に県民等の意見等を反映する手続等が定められているもの

(2) 審議会等で本手続に準じた手続を行った答申等に基づき、実施機関が策定するもの

(3) 本手続とは別に公聴会の開催等県民等の意見等を反映する適切な方策を講じて策定するもの

(4) 迅速性又は緊急性を要するもの、軽微なもの等

（公表）

第4条 実施機関は、計画等についての最終的な意思決定を行うまでの適切な時期に、当該計画等の案を公表するものとする。

2 実施機関は、前項の規定により計画等の案を公表するときは、併せて次に掲げる資料（以下「関係資料」という。）を公表するよう努めるものとする。

(1) 当該計画等を作成する趣旨、目的及び背景

(2) 当該計画等の案の概要

(3) 当該計画等の案に関連する次の資料

イ 根拠法令

ロ 計画の策定及び改定にあつては上位計画の概要

ハ その他必要な資料

3 前2項の規定による公表は、公表する計画等の案及び関係資料（以下「計画等の案等」という。）を、実施機関の担当課（室）、県民総合相談・情報提供窓口及び県政情報閲覧コーナー等において閲覧に供するとともに、県のホームページに掲載することにより行うものとする。

4 実施機関は、公表する計画等の案等が相当量に及ぶ場合には、活用する公表方法の全てにおいて計画等の案等の全体を公表する必要はないものとする。この場合において、実施機関は、計画等の案等の概要及び計画等の案等の全体の入手方法を明示するものとする。

（周知）

第5条 実施機関は、前条に定めるもののほか、県広報紙への掲載及び報道機関への情報提供を行うとともに、必要に応じて次に掲げる方法を活用して、県民等への周知に努め、広く意見等の提出を促すものとする。

(1) 県が企画提供するテレビ又はラジオによる放送

(2) 新聞広告の掲載

(3) 関係団体等への通知

(4) 県民との意見交換会等の開催

(5) その他実施機関が適当と認める方法

（意見等の提出）

第6条 実施機関は、県民等が計画等の案についての意見等を提出するために必要と判断される時間等を勘案し、1か月程度を目安とする提出期間、提出方法等の要件を定め、当該計画等の案等を公表する際に明示するものとする。

2 意見等の提出方法は、郵便、ファクシミリ、電子メール等のうちから実施機関が選択して定めるものとする。

3 実施機関は、計画等の案についての意見等を提出した個人又は法人その他の団体の氏名、名称その他の属性に関する情報を公表することを予定している場合には、当該計画等の案等を公表するときに明示するものとする。

（意見等の考慮及び公表）

第7条 実施機関は、前条の規定により提出された意見等を考慮して、計画等について意思決定するものとする。

2 実施機関は、前項の規定により計画等について意思決定したときは、提出された意見等の概要及びこれに対する県の考え方等を公表するものとする。ただし、提出された意見等の中に、佐賀県情報公開条例（昭和62年佐賀県条例第17号）第6条に規定する非開示情報が含まれているときは、当該意見等の全部又は一部を公表しないものとする。

3 第4条第3項及び第4項の規定は、前項本文の規定による公表について準用する。

（一覧の公表）

第8条 広報広聴課長は、県民等の利便に資するため、この要綱による手続を行っている計画等の一覧を県民総合相談・情報提供窓口及び県政情報閲覧コーナーにおいて閲覧に供するとともに、県のホームページに掲載して公表するものとする。

（補則）

第9条 この要綱に定めるもののほか、本手続の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際現に立案の過程にある計画等で、県民等の意見等を既に求めたものについては、この要綱の規定は適用しない。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。